

プチカル施設利用規約

第1条 (適用)

本利用規約は、プチカルクラブ(以下「当会」といいます)が管理運営する施設(以下「プチカル施設」といいます)の施設利用者(プチカル施設の運営業務に従事するもの(以下「管理者」といいます)を除き、プチカル施設内に入館・入室したすべての方をいいます)に対して適用されます。

第2条 (目的)

プチカル施設は、プチカル施設を利用して実施される各種講座、イベント等に、住民が参加することによって、心身の健康維持・増進、及び、相互の交流と親睦を図ることを目的として運営されます。

第3条 (利用資格)

プチカル施設は、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

- ① 当会が運営するプチカルクラブ(以下「プチカル」といいます)の会員(以下「プチカル会員」といいます)、またはプチカルの諸規則により利用が認められた方
- ② 利用に支障のない健康状態であり、自らの責任において利用される方

第4条 (利用の禁止)

1. 第2条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、プチカル施設を利用できません。
 - ① 当会、ならびにプチカルの諸規則に違反し、または違反するおそれのある方。
 - ② 当会、ならびにプチカルの名誉または信用を傷つけ、または傷つけるおそれのある方。
 - ③ 当会、ならびにプチカルの秩序を乱し、または乱すおそれのある方。
 - ④ 暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員、刺青(タトゥー)のある方。
 - ⑤ 飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方。
 - ⑥ その他当会が適当ではないと認める方
2. 前項の各号に該当するか否かは、当会の裁量により判断できるものとし、プチカル施設利用者はこれに異議を述べないものとします。
3. 第1項のいずれかに該当する方であっても、当会の判断によりプチカル施設の利用を認める場合があります。かかる判断にあたっては、当会はその裁量により判断できるものとし、施設利用希望者はこれに異議を述べないものとします。

第5条 (利用可能日時)

プチカル施設の利用可能日時は、当会が別途定める開館日・開館時間とします。

第6条 (利用の方法)

1. 施設利用者は、プチカル施設へ入館・入室するとき、および退館・退出するときに所定の手続きを行わなければなりません。
2. 施設利用者は、プチカル施設の利用にあたり、本規約、ならびに、当会及びプチカルの諸規則を遵守しなければなりません。
3. 施設利用者は、プチカル施設の利用にあたり、管理者の指示があったときは、それに従わなければなりません。

第 7 条 （禁止行為）

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① プチカル施設の秩序または風紀を乱す行為。
- ② 自己または第三者の安全または健康を害し、または害するおそれのある行為。
- ③ 特定の政治・宗教に関する活動。
- ④ 勧誘等の行為。他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為。
- ⑤ 喫煙
- ⑥ 施設内の内装または設備を変更する行為。
- ⑦ その他上記各号に準ずる行為。

第 8 条 （施設からの退去）

施設利用者は、第 7 条に定める行為に該当する行為を行った場合、または、その他、当会が必要と認めた場合に、管理者よりプチカル施設からの退去を求められたときは、それに従わなければなりません。

第 9 条 （施設の閉鎖）

当会は、プチカル施設の開館時間内であっても当会の判断によりプチカル施設の全部、または一部を閉鎖することがあります。

第 10 条 （私物の管理）

施設利用者は、プチカル施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。

第 11 条 （損害賠償責任）

施設利用者に財産上人身上その他の損害が発生した場合、当会に帰責事由なきときは、当会は一切責任を負わず、当会に帰責の事由あるときは、当会に故意または重過失ある場合を除き、一件当たり 10,000 円をもって当会の責任の上限とします。

第 12 条 （会員の損害賠償責任）

施設利用者が、本人の責より当会または第三者に損害を与えた場合、施設利用者がすべての責任を負うものとします。

第 13 条 （不介入）

プチカル施設利用中に生じた施設利用者間のトラブルに関して、当会はプチカル施設管理者として施設管理に適切な範囲内のみで介入するものとし、施設利用者間の任意交渉、仲裁、民事手続きまたは刑事手続きなどにおいて、当会は協力義務等なんらの義務を負わないものとします。

第 14 条 （本利用規約の改定）

1. 当会が必要と認めた場合、当会は本利用規約の改訂をおこなうことができるものとします。
2. 改訂後の規約は、事前に当会ホームページや施設内掲示板などにより告知を行った上で、指定された改定日をもって執行され、以後会員全員に適用されるものとします。

平成 25 年 12 月 28 日制定

平成 30 年 1 月 30 日改訂